

議案第12号

令和3年度東郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度東郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,536千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,493,240千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月25日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 776,860	千円 △1,852	千円 775,008
	1 国民健康保険税	776,860	△1,852	775,008
2 県支出金		2,392,165	△5,863	2,386,302
	1 県負担金・補助金	2,392,165	△5,863	2,386,302
3 財産収入		1	49	50
	1 財産運用収入	1	49	50
4 繰入金		278,396	1,020	279,416
	1 他会計繰入金	235,576	3,164	238,740
	2 基金繰入金	42,820	△2,144	40,676
7 国庫支出金			1,110	1,110
	1 国庫補助金		1,110	1,110
歳入合計		3,498,776	△5,536	3,493,240

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 保健事業費		千円 41,339	千円 △5,863	千円 35,476
	1 保健事業費	7,611	△785	6,826
	2 特定健康診査等事業費	33,728	△5,078	28,650
5 基金積立金		42,347	49	42,396
	1 基金積立金	42,347	49	42,396
6 諸支出金		6,392	278	6,670
	1 償還金及び還付加算金	6,391	278	6,669
歳出合計		3,498,776	△5,536	3,493,240

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 国民健康保険税	千円 776,860	千円 △1,852	千円 775,008
2 県支出金	2,392,165	△5,863	2,386,302
3 財産収入	1	49	50
4 繰入金	278,396	1,020	279,416
5 繰越金	42,347	0	42,347
6 諸収入	9,007	0	9,007
7 国庫支出金	0	1,110	1,110
歳入合計	3,498,776	△5,536	3,493,240

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	17,569	0	17,569
2 保険給付費	2,354,577	0	2,354,577
3 国民健康保険事業費 納付金	1,032,552	0	1,032,552
4 保健事業費	41,339	△5,863	35,476
5 基金積立金	42,347	49	42,396
6 諸支出金	6,392	278	6,670
7 予備費	4,000	0	4,000
歳出合計	3,498,776	△5,536	3,493,240

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
△5,863			
		49	
			278
△5,863		49	278

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税
(項) 1 国民健康保険税

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計
1 一般被保険者国民健康保険税	千円 776,746	千円 △1,852	千円 774,894
計	776,860	△1,852	775,008

(款) 2 県支出金
(項) 1 県負担金・補助金

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計
1 保険給付費等交付金	千円 2,392,165	千円 △5,863	千円 2,386,302
計	2,392,165	△5,863	2,386,302

(款) 3 財産収入
(項) 1 財産運用収入

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計
1 利子及び配当金	千円 1	千円 49	千円 50
計	1	49	50

節		説明
区分	金額	
1 医療給付費分 現年課税分	千円 △1,203	医療給付費分現年課税分
2 後期高齢者支援金分 現年課税分	△385	後期高齢者支援金分現年課税分
3 介護納付金分 現年課税分	△264	介護納付金分現年課税分

節		説明
区分	金額	
2 保険給付費等 交付金 (特別交付金)	千円 △5,863	特別調整交付金(市町村向け) 都道府県繰入金(2号分) 特定健康診査等負担金

節		説明
区分	金額	
1 基金利子	千円 49	財政調整基金利子

歳入

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計
1 一般会計繰入金	千円 235,576	千円 3,164	千円 238,740
計	235,576	3,164	238,740

(款) 4 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計
1 基金繰入金	千円 42,820	千円 △2,144	千円 40,676
計	42,820	△2,144	40,676

(款) 7 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計
2 災害等臨時特例 補助金	千円	千円 1,110	千円 1,110
計		1,110	1,110

節		説明
区分	金額	
1 保険基盤安定 繰入金 (保険料軽減分)	千円 2,262	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分) 千円
2 保険基盤安定 繰入金 (保険者支援分)	902	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金 繰入金	千円 △2,144	財政調整基金繰入金 千円

節		説明
区分	金額	
1 災害等臨時特例 補助金	千円 1,110	災害等臨時特例補助金 千円

3 歳 出

(款) 4 保健事業費
(項) 1 保健事業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一 般 財 源
				国 県 支出金	地方債	その他	
2 疾病予防費	千円 5,522	千円 △785	千円 4,737	千円 △785	千円	千円	千円
計	7,611	△785	6,826	△785			

(款) 4 保健事業費
(項) 2 特定健康診査等事業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一 般 財 源
				国 県 支出金	地方債	その他	
1 特定健康診査等事業費	千円 33,728	千円 △5,078	千円 28,650	千円 △5,078	千円	千円	千円
計	33,728	△5,078	28,650	△5,078			

節		説 明
区 分	金 額	
		()は補正後予算額、【 】は補正前予算額を示す
12委託料	千円 △785	疾病予防事業 △785 (4,737) 【5,522】 12委託料 △785 糖尿病性腎症重症化予防事業委託料 △785

節		説 明
区 分	金 額	
		()は補正後予算額、【 】は補正前予算額を示す
12委託料	千円 △5,078	特定健康診査等事業 △5,078 (28,650) 【33,728】 12委託料 △5,078 特定健康診査業務委託料 △2,769 特定保健指導業務委託料 △2,309

歳出

(款) 5 基金積立金
(項) 1 基金積立金

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県 支出金	地方債	その他	
1 基金積立金	千円 42,347	千円 49	千円 42,396	千円	千円	千円 49	千円
計	42,347	49	42,396			49	

(款) 6 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県 支出金	地方債	その他	
6 その他償還金	千円	千円 278	千円 278	千円	千円	千円	千円 278
計	6,391	278	6,669				278

節		説明
区分	金額	
()は補正後予算額、【 】は補正前予算額を示す		
24積立金	千円 49	国民健康保険 財政調整基金 積立金事業 24 積立金 財政調整基金利子積立金
		千円 49 49

節		説明
区分	金額	
()は補正後予算額、【 】は補正前予算額を示す		
22償還金、利子及び割引料	千円 278	その他償還金 事業 22 償還金、利子及び割引料 返還金
		千円 【0】 278 278

議案の概要

1 歳入の補正

- (1) 医療給付費分現年課税分等の減額に伴い、国民健康保険税を1,852千円減額する。
- (2) 保険給付費等交付金（特別交付金）の減額に伴い、県支出金を5,863千円減額する。
- (3) 基金利子の増額に伴い、財産収入を49千円増額する。
- (4) 保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）の増額等に伴い、繰入金を1,020千円増額する。
- (5) 災害等臨時特例補助金の増額に伴い、国庫支出金を1,110千円増額する。

2 歳出の補正

- (1) 特定健康診査等事業費等の減額に伴い、保健事業費を5,863千円減額する。
- (2) 国民健康保険財政調整基金積立金事業費の増額に伴い、基金積立金を49千円増額する。
- (3) その他償還金事業費の増額に伴い、諸支出金を278千円増額する。